

女性労働者に関する労働組合による最近の調査

中嶋 晴代

女性労働者の労働実態、母性保護など権利の獲得と行使状況、男女平等などに関する調査は多くの組合で行われている。しかし、そのほとんどは組合婦人部が女性労働者の実態と要求を明らかにし、そのたたかいに役立てるために行ったものである。残念ながら婦人部のない組合では「女性労働者」に視点をあてた調査は皆無に近いといわざるをえない。

ヨーロッパ諸国などと比較して、その異常な長時間・過密労働とそれゆえに女性が働きつけられない実態、女性差別・男女平等のおくれなどが国には女性なるがゆえの問題が職場に家庭・社会に多くある。「均等法」施行5年のいまでも問題は解決されていない。女性の視点で見た場合にいっそう問題点が鮮明になることも多い。

いま、「女性の時代」といわれても、親組合のなかで「女性労働者」や「男女平等」に対する位置づけ・関心はそれほど高いとは言えないが、組合が女性労働者やパートなどの固有の課題にも目を向け、その要求を組織することはきわめて重要である。当面、婦人部の役割はたくさんあり、婦人部が自らの課題として実態を明らかにする調査を実施して、その要求を組合全体に反映させることが求められている。いくつかの単産・地方の調査を紹介し、今後の取り組みの参考にしていただきたいと思います。

1. 民放労連婦人協議会

①民放で働く女性の実態調査～「男女雇用機会均等法」3年を経て～(1988年11月)

未組織の局への聞き取り調査を含め、67社の回答をまとめたもの。

〈組織人数〉では女性の比率が13.2%と低く、女性は嘱託・アルバイト・派遣労働者等、正社員以外の雇用が正社員とほぼ同数、あるいは上回る社がかなりある。〈募集・採用〉は募集では男女としたものの採用は男性のみ、また嘱託・アルバイトは女性のための採用などの問題がある。

〈賃金〉では改善されたのは3社で、男女差別ありの回答が多く、「世帯主」の条件での手当の差別も多い。〈職場配置〉〈昇進・昇格〉〈教育訓練〉〈福利厚生〉などでも多くの差別が残されている。事実上の若年定年である有期雇用の問題、結婚・妊娠・出産等による退職勧奨や入社時の「約束・念書」もあることが明らかにされている。

また、〈母性保護〉・〈労働時間〉についての調査では、改善が遅々として進まず、時間外・休日・深夜労働増、施設もない状態での泊まり勤務の導入が行われている等の指摘がされている。

②仕事と生活アンケート(1989年6月)

上記の調査の続きとして均等法以降ふえた「現場に働く女性組合員」に〈仕事の状況〉と〈家庭・個人の生活・健康状態〉をアンケート調査している(回答269名)。残業は84%、その

うち月50時間以上が61%、22時以降に働くことのある人は半数、休日出勤は79%、泊まり勤務17%、生理が順調な人は半数強なのに生理休暇は時々行使が3.5%、年休行使0が3分の1、健康状態は役7割が疲労を訴え健康という人が少ない、仕事で家庭生活が犠牲にされている実態を明らかにしている。

2. 国公労連婦人協議会「国公婦人の職場実態調査アンケート」(1990年5～6月)

医療職場を除く9単産8610名の中間集約。女性労働者の17%が転居を伴う転勤、早出勤務23%、仕事持ち帰り42%、深夜に及ぶ残業5%、家に帰れなかった1.1%(95人)、休日出勤25%、残業の慢性化で人事院規則の規制する月40時間を越えた者6%、最高148時間、生理に苦痛を訴える人80%、生理休暇取得率34%(年間5日以内がほとんど、毎潮時1%)、年休も自分や家族の病気・子どものことなどで最低限、健康状態も深刻で大半が異常の訴え、休暇が規定通り取れなかった人は産前休暇20%、通勤緩和休暇32%、育児休暇13%などの実態が出されている。

3. 第12回生協労連婦人部会「母性保護アンケート」(1989年11月)

50組織、1380名の回収。

◆生理と生理休暇について

生理時の苦痛は「非常に苦痛」と「苦痛」で66%、鎮痛剤を服用38%だが、生理休暇は55%が取得せず(うち51%は仕事のため)、毎潮時取得21%、時々24%。

◆妊娠・出産について

早産の経験11%、流産の経験21%、妊娠中の異常56%、出産の異常31%、産後の母体の異常21%、子どもの状態の異常13%と報告されている。

なお、生協労連婦人部会では「母性保護・女性の諸権利及び均等法に関するアンケート」を1990年4月に実施し、各加盟組合の権利獲得状況、均等法に照らしての問題点(記述)を集約している。

4. 日本医労連

①看護婦白書—「合理化」健康実態調査から

1988年10月、加盟する全都道府県660病院・診療所等の8万2982人からの「生活」「健康」「労働実態」のアンケート調査のなかの「看護職」4万8603人(ほとんどが女性、正職員93%、臨時・嘱託・パート等7%。勤続5年以下42%、20年以上2%。8割以上が交代制労働)についてのまとめである。看護婦不足の下での健康破壊、労働条件悪化が明らかにされている。

◆健康と生活—66%が慢性疲労を訴え、肩こり・腰痛・イライラ・だるい・頭痛など多い。

◆職場と生活—1日の平均睡眠時間6時間以下が47%、「趣味や娯楽・交際、休養時間がない」が約8割、子どもに手をかけてやれない7割、家族に負担をかける6割、仕事に意欲が持てない5割、仕事に責任が持てない4割、仕事をやめたいと思うことがある8割。

◆賃金と労働条件—平均所定内給与189,400円、残業収入15,600円(平均年齢33歳)。9月の超勤時間数は平均8.6時間、10時間未満7割、20時間以上1割、50時間以上0.7%。その内6割がサービス残業。休憩時間が1時間程度とれるのは半分。年休消化5割以下が半数。年休を使い残した理由は「要員不足のため同僚の迷惑になる」が6割。「仕事の量・仕事のきつさが増大した」は半数近く。

◆3交代の「看護職」の状態—夜勤人員は1人夜勤が3%、2人60%、3人30%、4人以上5～6%。夜勤日数は8日以下37%、10日以下83

特集・女性労働と今日の政策課題

％、11日以上11％、平均9日。勤務間の最短間隔は8時間未満が6割強、12時間未満は8割。半数が15分の仮眠もなし。

◆生理・出産の状況と権利—生理不順が夜勤回数と比例。生理は苦痛・非常に苦痛が46％、鎮痛剤服用47％、生理休暇は毎潮時・時々とるが各1割、とれない7割。妊娠は順調3割、切迫流産24％、正常出産7割。産前休暇5週以下・産後休暇8週未満も各1割弱。育児時間ほぼ行使37％、ほとんどとれない25％。

◆文章での切実な看護婦のなまの声が記載されている。

②90年度夜勤実態調査（9回目、内容省略、上記参照）

5. 千葉労連婦人部「あなたの1日を教えてください」アンケート

女性の24時間まるごと生活実態調査としてさまざまな職種の192名を回収。多職種の女性労働者の実態の地域版。記載された文字のままを1冊にまとめたものと集計結果がある。

起床時間は7割が6時前、就寝時間は8割が11時以降、睡眠は6～7時間。1週の残業時間では10時間以下が半数、20時間以上14％。年間収入はパートの多くは100万まで、常勤は400～500万円が多い。心配ごとは子どものこと、自分・家族の健康。時間があったらやりたいことは1「部屋の整理・買い物」、2「旅行」、3「ゆっくりねたい」「読書・新聞読み」、4「子どもと遊ぶ」と日ごろの忙しさを反映する一方、映画・演劇・音楽・美術鑑賞、スポーツ、絵画、演奏、手芸、料理、園芸、語学、茶道、華道等

多彩な意欲も。

6. 運輸一般婦人部「91春闘大きくジャンプ、もうだまっていけない！アンケート」

1990年11月に春闘に向けて実施した7都道府県の131名の賃金実態・生活費の個人別資料、90春闘妥結の評価と91春闘賃上げ要求額（5万44％、3万20％、10万14％）、残業時間調査（1週5時間以下回答の半数12名、6～10時間11名）を収録。

7. 全労連生活時間調査中間まとめ （1990年9月）

24単産、一般単産1051名、教員1271名の24時間の行動を詳細に1週間分毎日記入したものの集計。男女別になっているので比較ができる。専門家の分析を加え、近く発表。家事・育児等は男性28分、女性2時間40分、通勤を含む仕事の時間が10時間を越えると睡眠・食事・身の回りの生理的生活時間や子どもの世話・団らんが切り詰められるなどおもしろい集計がある。

8. 全労連婦人部・均等法5年男女平等調査

均等法5年にあたり実施。今後集計・分析する。

※トータルな女性労働者の実態把握や異なった業種・他の単産との比較等ができるよう全労連婦人部として共通項目を整理して、労働・健康・生活実態調査を実施したい。

（全労連・婦人部長）